



主体的に取り組む部活動を目指して



しあわせ信州

長野県教育委員会事務局 スポーツ課
学びの改革支援課

長野県の高校生が中学校の部活動の良さを次のように振り返っています

運動部活動の行動面への効果	
礼儀正しくなった	21.1%
友達が増えた	16.3%
責任感が出てきた	12.8%
規則的な生活になった	10.1%
協力的になった	9.9%
積極的になった	9.3%
行動が活発になった	8.4%
よく話すようになった	4.7%
特になし	7.1%
その他	0.3%

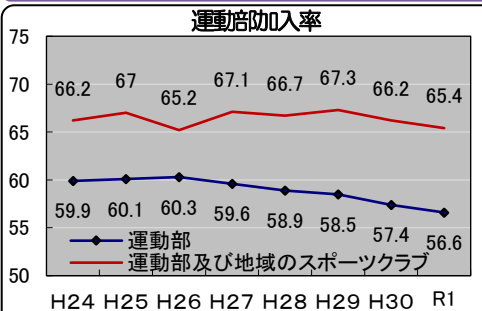
運動部活動の精神面への効果	
根気強くなった	37.3%
困難に耐えられるようになった	33.4%
明るい性格になった	15.0%
特になし	13.7%
その他	0.5%

(平成29年度長野県高等学校体育連盟調査より)



部活動を行ったことで、**自主・自立、友好、精神面での成長を感じている**ことがわかりますね。

しかし…本県の部活動を巡る課題があります



高校で運動部に加入しなかった主な理由

1 他にやりたいことがある	11.2%
2 自由な時間が欲しい	10.0%
3 中学までにやり尽くした	9.8%
4 休日が少ない	8.6%
5 勉強に力を入れたい	8.3%

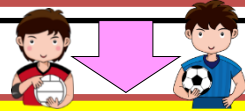
(平成29年度長野県高等学校体育連盟調査より)

運動部活動加入率の低下

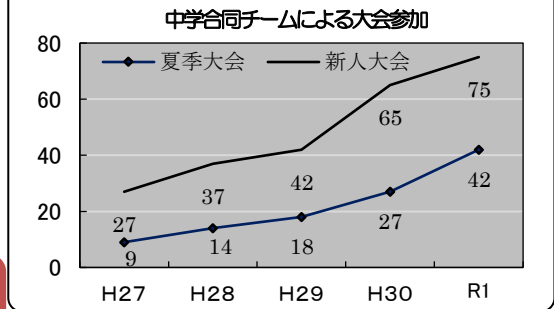
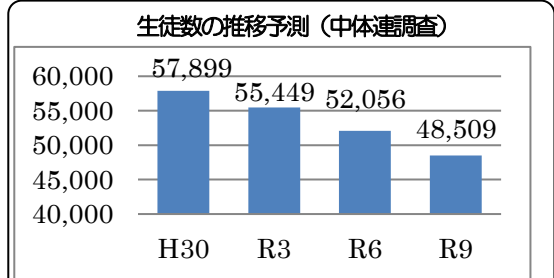
バーンアウトの傾向

部活動以外の活動、食事、休養、睡眠等、生活バランスのくずれ

少子化の進展により、単独校での部活動運営が困難



Student first



心身の成長過程にある中学生期のスポーツ・芸術文化活動が「スケジュール・ファースト（学習者本位）」の精神に基づき、生徒にとって楽しい環境を構築するという観点から、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」の改定、「長野県中学校の文化部活動方針」の策定をしました。

- 短時間で効率的・効果的な活動
- バランスの取れた心身の成長
- スポーツ傷害の予防
- 生涯にわたってスポーツに親しむための習慣形成

【活動基準】

スポーツ傷害予防などの観点から適切な活動となるよう、また、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活バランスのとれた生活をおくることができるよう、活動の基準を設定しました。

休養日	<ul style="list-style-type: none"> ○学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。 ・週末に大会、コンクール、各種発表会への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替える。 ○長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ平日に行うよう配慮し、ある程度長期の休業期間を設ける。
活動時間	<ul style="list-style-type: none"> ○1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、休業日は長くとも3時間程度とする。 ・大会、コンクール、各種発表会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整する。
朝活	○放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の運動部活動は、原則として行わない。

【社会体育・社会文化活動】

「運動部活動の延長として行われている社会体育活動^{※1}」「文化部活動の延長として行われている社会文化活動^{※1}」は廃止し、「学校管理下で行われる運動部活動」として行ったり、または「地域において実施されている社会体育活動^{※2}・社会文化活動^{※3}」に移行します。

※1 運動部・文化部活動と同様の活動が継続または近接して行われるもので、運動部・文化部活動の保護者が主催であったり、地域のスポーツ・芸術文化指導者等が運営主体になったりしているが、主には、運動部・文化部活動と同じ部員、同じ指導者によって構成されている。学校週5日制の導入時に休日の部活動時間を確保するため行われてきたが、平日の放課後に活動が拡大され、長時間に及ぶ活動による生徒への負担が抱負される。万が一の事故等が起きた場合は、その責任の所在が保護者や指導者にあるのか、または学校にあるのか、その判断が曖昧な状態にある活動であり、「地域において実施されている社会体育活動^{※2}・社会文化活動^{※3}」とは異なる。

※2 市町村教育委員会、市町村スポーツ所管部局、市町村スポーツ推進委員、公民館、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、郡市体育（スポーツ）協会、競技団体、レクリエーション関係団体や、スイミングクラブ、テニススクール、サッカークラブチーム等の各種スポーツクラブ等が行うスポーツ活動。

※3 市町村教育委員会、市町村芸術文化所管部局、公民館、各芸術文化活動団体等が行う活動等。

- 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
- 学校と地域が連携した環境整備
- 持続可能な運営体制の構築
- 休日の部活動の段階的な地域移行
- ※裏面参照